

委員提出資料 ⑫
末安委員提出資料

障害者自立支援法の居住支援施設の設置、運用についての考え方

社団法人 日本精神科看護技術協会

- 障害者自立支援法において「居住支援サービス」（ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム）は“住まいの場”として位置づけられている。したがって「施設への入所（精神障害者の場合は入院を含む）」とは、立地条件（施設・病院内ではない）及び、その規模（少人数）において同一視されるべきではないという考え方で検討してきた。
- これまでの厚生労働省資料では「居住支援施設」は、「施設への入所」又は「居住支援サービス（ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム）」と明記されているが、施設・事業体系の見直しは「24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）」、「入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消」となっている。この考え方は、「障害者にも新たな生活環境を提供して希望をもって生きていくことをめざすことを保障する」ことであると認識できる。
- すでに病院経営者においても利用者の意向を踏まえてグループホーム等は「居住施設」ではなく、医療提供者が設置するとしても「住まいの場」として捉えて設置をしている病院がある。その設立の過程では、地域への理解を求める説明など幾多の困難を乗り越えて病院の敷地外に作ってきているという「運営理念と経営努力」の成果がある。
- したがって新規のグループホーム等は、法律の精神と現実的な対応を踏まえて施設・病院との同一施設内に設置するべきではない。むしろ既存のグループホーム等（特にケアホームに移行が想定されている福祉ホーム B 型）は施設・病院等の敷地内の立地条件にある場合、施設・病院との明確な差異（例えば地域移行期間の限定）を明らかにするための規定を設けることを検討しなくてはならないのではないかと。
- 平成18年2月9日付「障害福祉サービスの基盤整備について―障害者福祉計画の「基本方針」―」では、冒頭の障害福祉サービスの基盤整備において（1）基本的考え方を示している。ここでは、3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進と明記しているにもかかわらず、一方では目標の達成に向けて（その2）において「入所施設等が定員を削減しグループホームへの転換等に併せて建て替えを行う場合、精神科病院が病床を転換して退院促進のための施設を設置する場合などについて、重点的に施設整備への助成を行うなどの方策を講じる」としている。これは障害者自立支援法の創設目的である「規制緩和」「身近なサービス」など期待されている多様な展開に反することになり、新規の参入障壁となるのではないかと。